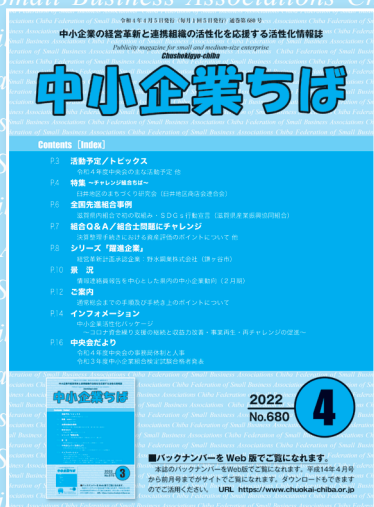


中小企業ちば



本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（5月）

令和4年4月8日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/12	木	<u>監事会</u> 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル」会議室	総務部
5/17	火	<u>令和4年度 第1回正副会長会議</u> 時間：午後2時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/17	火	<u>令和4年度 第1回理事会</u> 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 団体等運営支援事業			
5/20	金	<u>千葉県商店街振興組合連合会</u> <u>令和4年度第1回理事会・第39回 通常総会</u>	商業連携支援部
5/23	月	<u>千葉県鮮魚商協同組合連合会 第49回 通常総会</u>	
5/24	火	<u>千葉県商店街連合会 第50回 通常総会</u>	

新しい働き方・休み方を実践するために、
年次有給休暇を上手に活用しましょう。

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。



1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
----	----

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
-----	----

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービスなど、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

○株式会社と○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇（以下「年次」という。）のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年次の日数から5日を超え、引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年次の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年次付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年次付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

○○○年○月○日

○株式会社 代表取締役 ○○○○

○労働組合 執行委員長 ○○○○

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

（労使協定で定める事項）

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない数値がある場合は時間単位に切り上げてください。（例）所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注）時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要なら日単位から差し引くことはできません。

経営のヒント

民法改正について

令和二年四月一日改正民法が施行されました。今回は、事業者のみならず業務上影響が大きいと思われる改正点のうち、債権の消滅時効及び保証制度の中の重要な変更点について解説します。

◎ 債権の消滅時効について

1 消滅時効とは

消滅時効とは、権利が一定期間行使されない場合権利を消滅させる制度です。法律で定められた時効期間が経過した後、当事者等が消滅時効を援用（債権者に対して消滅時効の効果を利用することを相手方に告げること）することにより、確定的に権利が消滅します。

2 債権の消滅時効期間

改正前は、消滅時効期間は、権利を行使することができる時から十年とされていましたが、改正法では、「債権者が権利を行使することができることを知った時から五年」又は「権利を行使することができる時から十年」のいずれか早い方とされ、消滅時効の完成が短期化されました。また、本改正

に合わせて商事消滅時効（商取引から生じた債権の消滅時効期間は原則五年）や改正前民法において規定されていた短期消滅時効（例えば、旅館の宿泊料債権の消滅時効期間一年、医師の診療報酬債権の消滅時効期間三年）が廃止され、改正民法の規定に統一されました。

企業としては、契約に基づき発生する債権の時効管理については、契約書に弁済期など権利行使する時期が記載されている場合には、そのときから五年の時効管理をすればよいことになります。

また、民法改正に合わせて労働基準法も改正され残業代を含む賃金請求債権は消滅時効が二年から三年に延長されました。

なお改正民法では、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間については重要な法益であることから、不法行為責任、契約責任ともに、知ったときから五年間、権利を行使できるときから二十一年間に統一されました。

3 時効障害事由

改正法は、時効障害事由の用語の「中断」を「更新」、「停止」を

「完成猶予」と変更しました。

更新とは、裁判の確定や債務承認等の更新事由があったときに、その時点から新たに時効が進行を始めるという制度です。完成猶予とは、ある事由が生じた場合に、その事由が終了するまで、時効が完成しないという制度です。

また、改正法では、債権者債務者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、一年間時効の完成が猶予される（再度の合意があれば最長五年間猶予される。）ことになりました。

4 経過措置

消滅時効の期間に関して、新法の施行日である令和二年四月一日より前に生じた債権については、旧法が適用され、同日以降に生じた債権については、新法が適用されますが、施行日以後に債権が生じた場合であっても、その原因である法律行為が、施行日前にされたときは、旧法が適用されます。同様に、商事消滅時効について、施行日前にされた商行為によって生じた債権については、旧商法の適用を受けます。

5 おわりに

消滅時効は、それまでに存在し

ていた権利義務を消滅させるという強い法的効果を持つ重要な制度です。したがって、企業としては、常に消滅時効の存在を意識しておくことが必要です。

◎ 保証制度について

1 保証とは

保証とは、主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払いをすべき義務のことをいいますが、実社会で締結される保証契約は、連帯保証契約であることがほとんどです。また、企業間取引であれば「主たる債務者の商行為によって生じたもの」にあたるので、その債務の保証は連帯保証となります。

連帯保証契約とは、主たる債務者が債務を履行しない場合、債務者に資力があっても、複数の保証人がいても、請求された債務の全額について返済する責任を負う保証制度です。

また、根保証とは、契約時に特定している債務の保証をするのではなく、継続的な関係から発生する不特定の債務を包括的に保証する制度です。

企業間取引は、売買契約、賃貸借契約、業務請負契約、代理店契

約などの様々な契約形態があり、また、単発的なものから継続的なものまで多岐にわたります。このような取引における債務の保証のために、取引先の社長などの個人が連帯保証人となることも多いと思われまます。

そこで、以下保証制度の重要な改正ポイントについて解説します。

2 公正証書による保証意思確認

個人が、事業のための貸金等債務を保証又は根保証する場合、契約締結に先立って、公正証書で、保証人となる者が保証債務を履行する意思表示をしなければ無効となります。ただし、主たる債務者が法人の場合の取締役・過半数株主、主たる債務者が個人事業主である場合の共同事業者・主たる債務者が行なう事業に現に従事している配偶者などが保証人となる場合については適用されません。

3 個人根保証の極度額の定め

法人ではなく、個人が根保証人となる場合、あらゆる根保証契約において契約締結時に極度額を定めなければ無効となります。これまで極度額の定めが不要であった賃貸借契約や従業員の身元保証契

約においても極度額の定めが必要となりました。

「極度額」とは、「根保証により担保することができず債権の合計額の限度」のことをいいます。主債務の元本に限らず、利息及び損害賠償のすべてを含みます。

4 契約締結時の保証人への情報提供義務

主債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証または主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける保証人に対し、財産や収支状況などの情報を提供しなければなりません。主債務者が情報提供義務を怠ったときは、場合によっては、保証人は保証契約を取り消すことができることがあります。

5 契約締結後債権者から保証人への情報提供義務

保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者の債務の履行状況に関する情報を提供しなければならず、また、債権者は、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、保証人に対し通知しなければなりません。

6 連帯保証人について生じた事由の効力

連帯保証人に対する履行請求などの効力は、主たる債務者に及ばない（相対効）のが原則となりました。もともと、別段の意思表示をすることで、絶対効を生じさせることができることになりました。

また、今回の改正により、改正前民法においても相対効しかなかった連帯保証人による債務の「承認」の場合でも、別段の意思表示をすることで、絶対効を及ぼすことができるようになりました。

相対効で起きうる不都合な事態は、例えば、主たる債務者ではなく、連帯保証人が月々の債務の弁済をしていく場合、連帯保証人による弁済は、保証債務の「承認」にあたるので、連帯保証債務の消滅時効は更新されることにはなりますが、この消滅時効の更新の効果は主債務には及ばないので、そのままでは主たる債務の消滅時効が完成してしまいます。もし、主たる債務の消滅時効が完成してしまつた場合、連帯保証人が主たる債務の消滅時効を援用すれば、連帯保証債務も消滅してしまいます。連帯保証人が弁済してく

れていたのでは時効消滅はないと安心していたら、主たる債務の消滅時効を援用して、保証債務の支払いを拒まれるといった事態になりうる可能性があります。

このような事態を防ぐために、連帯保証人の保証債務の弁済などの債務の承認により主たる債務の消滅時効が更新するという「別段の意思の表示」を、契約書に記載しておけば、連帯保証人が弁済することにより、主たる債務の消滅時効も更新することになります。

7 最後に

今回の保証分野における民法改正では、保証契約の内容、手続に新たな追加変更がされました。そのため、今後保証契約を締結する場合には、改正を踏まえた見直しが必要です。事業に関する取引をする場合、取引相手に保証人を立ててもらふ場合のみならず、こちらが保証人を立てる場合にも注意が必要です。

（弁護士 森岡信夫）



テーマ 特徴ある活動

「農×食」で未来を変える、SDGs達成を目指す農村女性の挑戦

企業組合尚仁

農村女性としての社会参画意識の高さと、主婦の知恵・アイデアを最大限に活かしたことで食品ロス削減を達成した。

背景・目的

当組合は「地産地消」を売りとした農村レストランで、メインのそばの他、地元産の農作物を使用した料理を提供している。近年、SDGsの目標の中でも特に重要な社会課題となっている「食品ロス」の現状に問題意識を持ち、「農」と「食」という観点から、食品ロス削減に向けて取り組むこととした。

取組の手法と内容

食品ロス削減に向けて、これまでメニューを提供する際に使い切れず、廃棄となってしまう「だし昆布」と「山椒の実」を活用したメニューの開発に取り組んだ。開発にあたっては、主婦の知

恵を持ち寄り、食材を使いきれ

ことはもちろん、美味しさやメイ

ンとなる客層が食べやすいものな

ど検討を重ね、「だし昆布の佃煮」

「山椒の実の味噌」の開発に成功

した。特にだし昆布の佃煮は、煮

る時間によって美味しさや歯ごた

えが変わってくるので、何度も試

作を繰り返した。また、組合員そ

れぞれ味覚や好みが違うので、意

見の落としどころを付けるのに苦

労した。いずれもお客様の目線で

美味しいと感じていただけること

に重きを置き、開発に取り組んだ。

こうしてやっと組合員全員が納得

のいくものが完成した。

完成したものは現在店舗で「お

にぎり定食」の付け合わせとして

提供している。「白米と相性がいい

」という口コミが広がり、そば

を食べることができない方にも来

ていただけるようになった。また、

この開発により店舗における食品

廃棄はお客様の食べ残しのみで、調理での廃棄はほぼ0%にすることができた。

成果とその要因

当該事業が成功したポイントは、理事長をはじめとする組合員全員が農作物の生産者であることから、食品ロスの問題をより身近に感じ、取組みの必要性を共有できたことである。また、メニューを開発するにあたって、主婦の知恵を最終させたことにより、使いにくい食材を再利用することができた。



右図：開発した商品はおにぎりプレート
の付け合わせとして提供



企業組合尚仁 店舗の様子

企業組合尚仁

住 所：〒329-2335

栃木県塩谷郡塩谷町

大字上平7052

設 立：平成18年10月

出資金：250千円

URL：－

主な業種：そば店経営

組合員数：5人

組合 Q & A

総会招集請求の要件について

Q Ⅱ 総組合員の5分の1以上の者が、各人ごとに同一書式による総会招集請求書を代表理事宛に提出してきました。これには、①組合の今後の運営方針を組合員外の特定の者に委任する件、②役員改選の件が記載されていますが、この場合

Q 1. 会議の目的たる事項は示されていますが、中協法第47条第2項に規定される招集理由書、同第42条第3項に規定される改選の理由書がないので、請求を退けて差し支えはないですか？

Q 2. 組合の業務執行のすべてを員外者に委任することは、中協法第38条の2に規定される理事の責任の趣旨により好ましくないとと思われるがどうでしょうか？

「A 1」当該請求は、貴見のとおり招集の理由あるいは改選の理由が不十分であり、退けて差し支えないと考えます。

本件のように、総会招集の請求は、組合員が他の組合員の同意を得て行うこととなっていますので、

同一書式により各人ごとの同意を得ることは差し支えないですが、各人ごとに直接組合に請求するとは適当ではありません。

また、組合の今後の運営方針またはこれに基づいて立てる事業計画は総会で議決すべき事項（中協法第51条）であり、組合の業務の執行は理事会が決する（中協法第36条の5第3項）ものであることから、このような事項を員外者に委任することは中協法違反となり、当然総会招集請求却下の理由となります。

「A 2」員外者が代表理事に就任し、理事会の決議に基づく業務の執行を行う場合は問題ありません（中協法第35条第4項及び同法第36条の8）。

総会決議に瑕疵がある場合の効力について

Q Ⅱ 定款変更に必要な特別議決の要件を満たすため中協法第10条第3項の限度を超える出資を架空組合員に分割し、当該架空組合員の書面議決を議決権数に加えるとともに持分払戻済の脱退者の書面議決書を作成し、議決権数に加えることによって法定議決権数を確保

する体制を整え、定款変更の認可を受けた組合があった場合、この認可は自体は有効ですか？

「A」定款変更に当たり、議事録等必要書類により適当と認めて認可したものは、有効とされています。

総会の議事において、架空組合員の書面議決を議決権数に加える等、法令に違反する事実があった場合は、中協法第54条において準用する会社法第831条の規定により、組合員、理事または監査権限限定組合以外の組合の監事は、総会の決議の日から3ヶ月以内に、決議取消の訴えを提起することができ、このような法令違反は、刑法上の私文書偽造にも該当するおそれがあり、中協法第106条に基づき行政庁による業務改善が命じられるなど速やかに所要の措置が講じられることとなります。

総会議事録の正本証明について

Q Ⅱ 総会議事録の正本証明はどのようなに行えば良いですか？

「A」正本に代表理事が署名または記名押印をするか、あるいは代表理事が「原本に相違ない」旨の証明を記載し押印する等の方法が考

えられます。

総会議事録

への署名義務または記名押印の義務はなく、法律上、

どのようなにこれを正本として証明するかは特に定められていませんが、以下のよう方法が一般的です。

出資証券の質入、担保について

Q Ⅱ 事業協同組合の出資証券は、組合の承認があれば金融機関等に担保あるいは質入ができますか？

「A」組合出資証券の質入を禁止する法律規定はないことから、質入は可能ですが、出資証券は株券のような有価証券ではなく、単に出資したことを証する書面であり、権利が流通するものでないことから、質権の対象物たり得る価値はほとんど有していません。したがって、組合側も出資証券の質入について原則として承諾を与える必要はありません。

◎ 組合質疑応答集より転載

議事録の原本証明例

以下のように記載して下さい。

これは原本に相違ありません。

年 月 日

〇〇〇協同組合

代表理事 千葉太郎 印

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は4から1に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から13に増加。「減少した」業種は16から10に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2から6に増加。「悪化した」業種は15から9に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は9から7に減少。「減少した」業種は5のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から2に減少。「減少した」業種は14から15に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は7から6に減少。「悪化した」業種は13から15に増加。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

輸入小麦の政府売渡価格が改訂され、令和4年4月の5銘柄の加重平均はトン当たり72,530円となり、令和3年10月期に比べ17.3%の引上げとなった。

■パン・菓子製造 【県内全域】

原材料は国内産のみでなく、大豆などの輸入品もなかなか入荷しないため、値上げになっている。

■酒類製造 【県内全域】

大手は前月比と前年同月比共に売上は増加しているが、その他の企業は前月比、前年同月比共に減少している先が多い。(2月分報告)

■牛乳小売 【県内全域】

年始頃から宅配業界でも新規の顧客獲得に陰りが見え、売上減少の傾向が感じられる。また、各乳業メーカーで商品の廃棄があり、今般のコスト増に対応すべく一部商品に値上げの動きあり。

■木材・木製品製造 【県内全域】

外材や合板等の品不足で単価が上昇してきた。

■製材 【木更津】

ロシア材の入荷は終了。代わりニュージールランド材が入荷し

た。米材の入荷はない。

■印刷 【県内全域】

3月は年度末ということと参議院選挙の関係で売上は増加している。業界の現状はコロナの為材料の値上がりとうクライナによる世界的な物不足、さらなる材料の値上がりがあり、廃業が出てくるかもしれない。

■電気鍍金 【県内全域】

前年同月比が150%近くあるが、昨年コロナ禍で非常に悪かったためである。

■鉄工 【千葉】

全般的に燃料費の高騰や部材の入手困難が続いており、収益的には厳しい状況となっている。全般的に燃料費の高騰や部材の入手困難が続いており、収益的には厳しい状況となっている。

■機械部品製造 【野田】

年度末で売り上げ増。ロシア紛争の影響がこれから出てきそう。

■機械部品製造 【流山】

原油価格の高騰により原材料、部品、電気料金等いろいろな物の価格が上昇に伴う、製造コストが増加し、景況は悪くなる一方である。ロシアによるウクライナ侵攻により、どのような影響が出るか

わからず不透明感が増している。

■機械部品製造

【相】

半導体不足とサプライチェーンの寸断による停滞はあるが、年初より車を除き、多少増加気味。

■金属製品製造

【船橋】

ロシア系の輸出が止まっているため、他の輸出先に切り替えて製造・出荷している。半導体不足の影響により、エンジン関係の製造に関しては、車両製造業者との取り合いになっている（建設用重機製造者）。

■土砂採取

【県内全域】

セメントを使わないコンクリートの開発が大学や大手ゼネコンで開発が進められているが、未だ実用化の段階には至っていない。

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルス再拡大の影響から受注及び、営業活動が困難となってきたおり、改めて業績への悪影響が出てきている。世界的な資源価格の上昇により、足元で仕入価格が大きく上昇（1割前後）してきており、上昇幅も大きいことから、価格転嫁が出来なければ事業継続が困難となる状況。社会的な動き

であり、ある程度の価格転嫁は可能と思われるが、引続き採算の悪化が想定される。

■医薬品卸売

【千葉市】

昨年との比較では、受診患者数は増加傾向にある。4月～3月累計での売上高は増加する見込み。4月の薬価改訂による在庫数減少。医療機関等においても在庫数は減少する。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関連した配送に力を入れている。

■リサイクル卸

【県内全域】

取扱量の減少により、売上が伸びない。燃料高騰が拍車をかけている状況。

■青果卸売

【千葉市】

先月からの単価上昇が続いているが天候の回復により、安定してきている。季節のイベント等も相変わらずのコロナ感染状況の高止まり、世界情勢の不安定要素等であるため、売上高や収益等も伸びていない。

■小売

【相】

仕入れ値が上昇し、販売価格へ転嫁せざるを得ない。

■電気機器小売

【県内全域】

前年並みの低空状態で進んでいる。

る。業界も組合も目立って動く気配が無い。商品の値上げが小物から始まっている。

■青果小売

【千葉】

前月よりは動きが良くなってきた。しかし、食料品やガソリン等の値上げと今後は不安な要素が多いのが気になる。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

半導体の供給不足やオミクロン株の流行に伴い、新車工場の稼働調整として対ロシア制裁開始に伴い、中古自動車の品薄がまだ続きそう。新車の納車遅れは更に延びそうな状況。ロシア制裁に伴い、輸出業者の混乱が見られ、港には車が輸出待ちとなっており、買い付けに活気がない。

■小売

【東金】

コロナ影響が続いている。感染者も増加傾向。少しずつ回復傾向にあるが、まだまだ客足は戻っていない。昨対では、昨年並みだが、前前年対比では90%前半になっている。資金繰りは苦慮している組合員多い。

■小売

【佐倉】

3月の見込みは、依然として厳しい状況が続いているが、衣料品（紳士、婦人共に）2月終盤あた

りから春物等に動きが見られ今後の陽気やコロナ感染者の終息に期待。

■一般廃棄物処理

【千葉】

月の前半の状況であるので、暫定的なものであるが、前月と同じような結果となっている。前年同月比と比べると、仕事内容を含めて若干減少の結果となった。

■土木建築サービス

【県内全域】

辛い測量業界では、今般のコロナ禍或いはロシアのウクライナ侵攻による直接的な悪影響が目に見える形で生じてはいないものの、景気悪化が顕在化してくれば、相応の影響は避け難くなる。諸般の動向を注視して、将来的な課題に関する研究に努める。

■内装工事

【県内全域】

仕事は動いているが、材料高騰や人手不足など悪条件が続いている。

■貨物運送

【野田】

ロシアによるウクライナ侵攻の影響が多方面で出てきている。

■輸出入

【県内全域】

成田空港の3月の旅客数見込みでは、先月の対前年比を10%ほど上回る予想である。

剰余金処分案の作成について

剰余金処分案の作成にあたっては、定款の定めに基づき、**法定利益準備金**及び**特別積立金**を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会にあっては、**法定繰越金（教育情報費用繰越金）**を繰り越す処理を必ず行ってください。

以下に、記載例を表示しますので、ご参考にしてください。

（記載例）

〇〇協同組合

剰 余 金 処 分 案			
自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日	
			単位：円
I	当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		
1	当期純利益金額	××	
	（又は当期純損失金額）	(△××)	
2	前期繰越剰余金	××	
	（又は前期繰越損失金）	(△××)	
3	過年度税効果調整額	××	×××
II	組合積立金取崩額		
1	特別積立金取崩額	××	×××
III	剰余金処分額		
1	利益準備金	××	
2	教育情報費用繰越金	××	
3	組合積立金		
	特別積立金	××	
	〇〇周年記念事業積立金	××	
	役員退職給与積立金	××	×××
4	出資配当金	××	
5	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	××	
	〇〇事業配当金	××	×××
IV	次期繰越剰余金		×××

〇法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外に取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

〇特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てなければなりません。

〇教育情報費用繰越金

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

Chushokigyo-chiba

本会では、以下の事業につきまして、専門家の派遣を実施致しますので、会員組合及び組合員企業等のご活用をお待ちしております。(◎お問い合わせは、経営支援部まで (TEL 043-306-3282))



制度改正等の課題解決環境整備事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!!

制度改正等の円滑な実施、デジタル対応、事業承継、事業再構築等について専門家に相談してみませんか?

本事業は、労働法制、民法等の制度改正や、その他の制度改正の円滑な実施、事業再構築、事業承継、事業継続力強化、生産性向上、デジタル化、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の諸課題を解決し組合や組合員企業等が適正な事業活動ができる環境を整備するための専門家派遣 **（無料）** です。

～例えばこんなテーマ（案）で...～

- ☑ 組合・組合員のデジタル化対応について
- ☑ 会社を未来につなげる事業承継
- ☑ 働き方改革への対応について
- ☑ 組合・組合員にとってのSDGs対応
- ☑ 業界関連の法令・制度改正に伴う対応策



☞ 個別相談・講習会形式どちらでも対応できます。

組合や企業が抱える諸課題をお聞かせいただき、テーマをご提案することも可能です。
まずは、お気軽にお問い合わせください。

令和4年度
スタート!

事業環境変化対応型支援事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!!

ご存知ですか? インボイス制度

- ☑ インボイスのやり取りはいつから?
- ☑ インボイス = 「適格請求書」とは?
- ☑ 「登録番号」を申請するとどうなる?
- ☑ 登録番号は誰でも、もらえるの?
- ☑ インボイスがないとどうなるの? etc..



☞ これらについて、ご準備されていますか?

～インボイス制度について専門家に相談してみませんか?～

組合や組合員が抱えている疑問点等に対して、**フコの専門家**が**無料**でご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

(事業主の方へ)

令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について**業況特例**の申請を行う**全ての事業主**は、**申請の都度**、**業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります**。

その際、提出する生産指標は、**最新の数値**を用いて判断することになります（**原則として生産指標を変更することはできません**。）。

※詳細は裏面をご確認ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年3月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年6月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化します

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行います。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040322企01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少している事業主**
（ア）判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



（イ）判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



- **令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。**

- また、判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う**全ての事業主は、申請の都度、業況の確認を行いますので、売上等の生産指標の提出が必要になります。**その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります（原則として生産指標を変更することはできません。）。

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html



ちば SDGs パートナー支援資金」の創設について

千葉県では、中小企業者の SDGs への取組を促進するため、金融面からの支援として、「ちば SDGs パートナー」に登録された中小企業者に対し、低利の資金メニューを創設します。

1 ちば SDGs パートナー支援資金

(1) 概要

中小企業者の SDGs への取組を促進するため、令和 3 年 1 1 月に創設された「ちば SDGs パートナー登録制度」に登録された中小企業者が、通常の事業資金よりも低利で利用できる資金です。

融資条件	ちば SDGs パートナーとして登録され、その SDGs 活動の具体的な取組のために資金を必要とするもの
必要書類	登録証の写し、SDGs 達成に向けた宣誓書の写しなど (取り組みの内容がわかるもの)
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	8,000 万円以内 (令和 4 年 4 月 1 日申し込みから)
融資期間 (措置期間)	設備：10 年以内 (1 年以内) 運転：7 年以内 (1 年以内)
融資利率	1.1%～1.7% (融資期間により異なります。) ※通常から▲0.3%
保証利率	0.45%～1.9%

※ちば SDGs パートナー登録制度に登録されたことをもって融資が確約されるものではなく、金融機関所定の審査を通る必要があります。

(2) 取扱金融機関

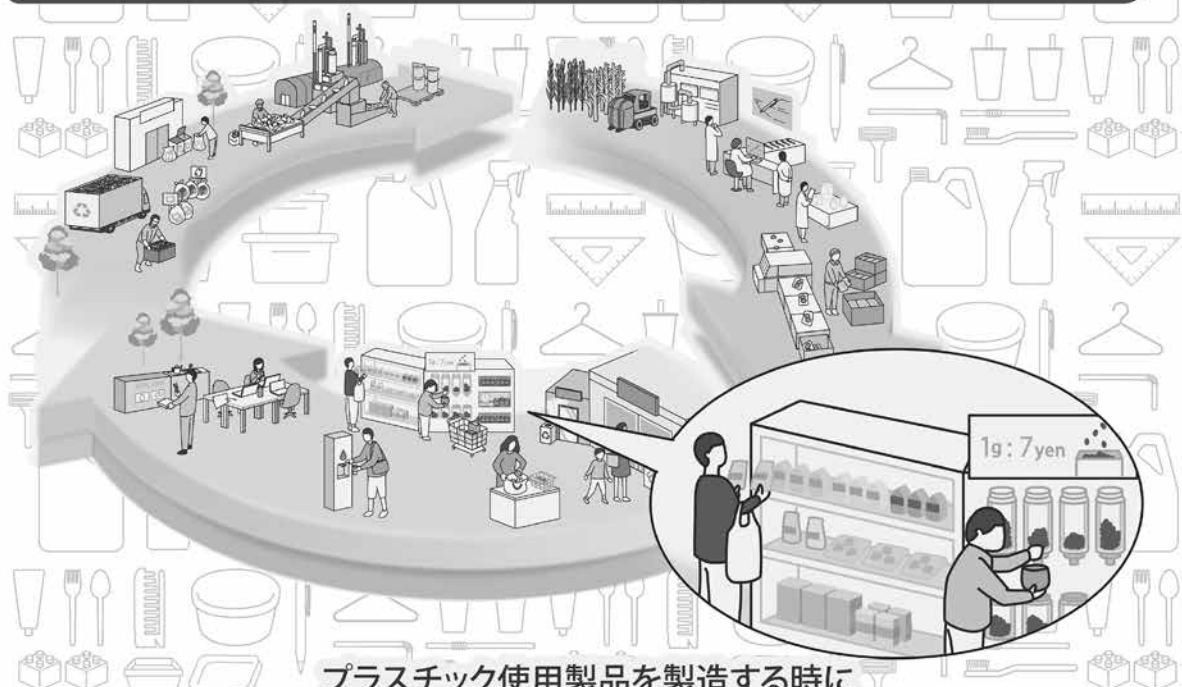
(地方銀行) 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター
(信用金庫) 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北
(信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
(都市銀行) みずほ・三菱 UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
(信託銀行) 三井住友
(中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫

2 問い合わせ先

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 【電話】 043-223-2707

プラスチックは えらんで減らしてリサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が
2022年4月1日から施行されます



プラスチック使用製品を製造する時に
取り組むべき事項を定めた設計指針ができました。
環境にやさしい製品の積極的な購入に、ご協力をお願いいたします。

環境に配慮された製品設計のポイント

【構造】

1. 材料を減らす
2. 包装を簡素にする
3. 長期間使えるようにする
4. 部品を再使用する
5. リサイクルしやすい構造にする

【材料】

1. プラスチック以外の素材を使う
2. リサイクルしやすい材料にする
3. 再生プラスチックを利用する
4. バイオプラスチックを利用する



令和3年度 設立認可組合

多種多様な業種・業態の中小企業団体を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援を行い、認可されたのは次の17の事業協同組合です。組合員の経済活動を活発化させること、そして、組合員が行う事業の利益に直結させることが事業協同組合の本来の役割です。また、組合を組織するということは、中小企業が力を結集し、相互扶助の精神によって新たな価値を創造していくこと、すなわち、中小企業が困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。

(敬称略・順不同)

No.	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数	出資金 (万円)
1	日バ技術交流(協)	野田市	異業種	共同購買、技能実習生	5	1,000
2	柏ブランド農業事業(協)	柏市	耕種農業	共同販売、共同購買、技能実習生	4	200
3	港の朝市(協)	いすみ市	異業種	共同開催、共同販売、共同宣伝	26	70
4	S I B (協)	香取市	異業種	共同購買、共同事務処理、技能実習生	10	250
5	(協) K I Z U N A	東金市	異業種	共同購買、技能実習生	4	200
6	(協) インターサクセス	船橋市	異業種	共同事務処理、技能実習生	15	1,209
7	J . M . H . R (協)	佐倉市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
8	エスイーオー(協)	山武郡 九十九里町	建設業	共同受注・斡旋、技能実習生	4	100
9	(協) M U S U B I	船橋市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
10	千葉キッチンカー(協)	千葉市	持ち帰り 飲食 サービス	共同出店、共同購買	4	100
11	アクア国際技能人財支援(協)	木更津市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
12	東葛中部地区葬祭業(協)	柏市	冠婚葬祭業	共同受注・斡旋、共同宣伝	4	100
13	8 1 (協)	船橋市	異業種	共同販売、共同購買、技能実習生	5	500
14	国際協力(協)	茂原市	各種卸売業	共同購買、共同宣伝、技能実習生	4	600
15	アイビス(協)	野田市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
16	(協) シー・エス・コープ	千葉市	異業種	共同購買、E T C	4	100
17	中日本再エネ促進事業(協)	柏市	電気機械 器具修理	共同購買	5	100

◎中小企業組合の設立に関するお問合せは、本会 設立支援部まで (Tel 043-306-3285)